

第 157 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和 5 年 9 月 6 日（水）10：30～13：59

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 恩田馨内閣府地方分権改革推進室長、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官、泉聡子内閣府地方分権改革推進室参事官、阿部一貴内閣府地方分権改革推進室参事官、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 5 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 23：既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）>

（大橋部会長）前回の要請を受けて的確に対応いただいたものと拝見した。提案団体は、そちらが希望する内容は含むということを前提にして、既存の計画を離島振興計画と位置付けることや追記を可能とすること、周知することをお願いしていて、それらは全て 2 次回答に盛り込まれている。

ただ、1 点気になることがある。今年閣議決定されたガイドラインに基づく計画の行政の適正化というのは、複数の計画があったようなときに一本化して一体作成することや、既存であるものについてはある法律上の他の計画としてみなすということを経容してくださいというような形で進めるということを行っている。

2 次回答で気になるのが、関係部分を抜粋してという部分が、今、既存にある計画の一部を抜き出して、離島振興計画という表題がついた計画の中に埋め込んだものを別途作成してくださいということだとすると、今、お願いしている作業負担よりは重いものになる。簡単に言うと、既存計画の中で、このところに離島振興計画部分がきちんと入っていますということを説明できれば、当該既存計画を離島振興計画としてみなすという取扱いを認めてもらえるということであれば安心できるが、そこはいかがか。

（国土交通省）既存の計画が離島振興計画の内容を含んでいると都道府県が判断し、離島振興計画としてそのまま提出されることも想定される。これについては 1 点課題があり、我々は法律に基づき、離島の振興のための特別の措置を講じているため、既存の計画の中でどの部分が離島振興計画に該当するかを明確にさせていただく必要がある。

（大橋部会長）承知した。そうすると、既存計画があって、そちらで言うところの離島振興計画については、この部分がこういう形で含まれていますということを説明することができれば、わざわざ 2 本立て、形式的に紙ベースで別の計画のものを 2 つ作る必要はないということによろしいか。

（国土交通省）詳細については確認をしながら対応していくこととするが、御理解のとおりである。

（大橋部会長）御礼申し上げます。そのところを確認したかった。

それで、将来的にはこういうことを認めていただければ、今ある既存計画を作るときには、既存計画としての策定手続でもあるし、離島振興計画としての策定手続ですという形で、名前を挙げて手続を踏んでいくことになると思うので、更に明確になると考える。

他はいかがか。事務局はこれでよろしいか。

（平沢参事官）今、やり取りいただいた点で、今後、自治体の方で離島にかかわらず、一般論だが、色々な計画を一体的に作っていった場合に、自治体のそれぞれの事情とか、やりやすさとか、説明のしやすさでいろいろなパターンが出てくると想像している。それは自治体の柔軟性ということでは一定やりやすくしてあげるのが望ましいというのと、他方で、今、国土交通省の方で話があった離島についてはどこの部分を見ればいいのかという観点もあろうかと思うので、その辺りはだんだんこれから色々な事例が出て、蓄積されていくと考える。今後分かりやすく通知に書けるかどうかまでは分からないが、想定する限りで自治体に対してその辺りも丁寧に御対応いただければありがたい。

(大橋部会長) 今日の説明を聞く限り、基幹的な内容がきちんと入っている既存計画であれば、その作り方については、自治体の自主性を尊重しますという回答だったと理解している。そういうことでよろしいか。

(国土交通省) 御理解のとおり。

(大橋部会長) それでは、こちらがお願いしたことを全て盛り込んで対応していただけたと思うので、あと、細かい点や周知の方法については、事務局と相談しながら進めていただければと思う。

<通番 16：特定地域づくり事業協同組合制度における労働者派遣先の拡大・拡充（総務省、厚生労働省、経済産業省）>

(大橋部会長) 課題は3つあるが、最初の 169 と、次の 170 及び 171 がそれぞれ共通すると思うので、2つに分けて議論したい。

初めに 169 番について、前回、この事業を地方公共団体が非常に活用していて、地方からの期待も非常に大きく、いろいろな団体からこちらに提案実現を望む声が寄せられており、事業を育てていきたい、条件を付すなどしてうまくいく方法はないかということで御検討いただいたところ、林業で実施している事業があり、それが使えるのではないかとということで、労働者派遣によらないスキームをつくることをお願いしていた。

今回、職業安定法の 44 条にある労働者供給事業に該当しないよう、職業能力開発という性格づけで、提案をいただいた。これは地方公共団体も非常に喜ぶものと思われる。これまで労働者派遣の関係で非常に難しい問題であったものが実現できるようになるため、これは非常にありがたい提案である。

御説明があった研修の中身などの条件について、受け止める側に「相当汗をかかないとできないのではないか」という緊張感を持って受け止められてしまうと敷居が高くなってしまう。そのため、先ほど口頭で御説明いただいた部分も丁寧に落とし込んで地方公共団体等にアナウンスいただきたい。

今回の提案は、職業能力開発目的であれば、先ほどの労働者供給事業の問題は回避でき、在籍型出向として制度化できる、つまり、派遣の事業とはみなされずに安定的に行っていくことができる道筋を示していただけたという受け止め方でよい。

(厚生労働省) おっしゃるとおりで、私どもとしても、前回のヒアリングでは林業の事例を御紹介したが、今回は、建設業務に関して、各種法令に違反しない枠組みをより具体的にお示しした。

実際には先ほど申し上げたように、最終的には留意点等を整理して、通知又は事務連絡の形などで都道府県と都道府県労働局に通知をしたい。資料にも普通の社員向け研修で構わない旨記載しているが、発出する通知又は事務連絡においては、このような内容を具体的に示して、どの程度の要件を盛り込めばよいかという点を、分かるようにしていきたい。

(大橋部会長) それでは、それで進めていただきたい。

引き続き、170 番と 171 番について。今回、資料にあるようなデータ、具体的には、制度を活用している組合が員外利用の枠をまだ十分に使っていないではないかということを示していただいた。確かに、このようなこともあるというのを、こちらも認識した。

ただ問題意識が少し違い、こちらが関心を持っているのは、同じく総務省が実施された制度活用意向調査というのに注目した。悉皆調査のもので、活用の意向あり、検討中、活用の意向はなし、それぞれの団体数が出ている。私どもとしては先ほど厚生労働省ともやり取りしたように、この制度は非常に活用する団体数が伸びていて、地方からの期待もものすごく大きいため、制度を育てていきたいという認識だ。

このような観点で見たときに、先ほどの調査で一番気になるのが、令和 4 年の 12 月段階と令和 5 年の 4 月段階という半年もたたない期間で示された数字を比較した時に、活用の意向がない団体が増えてしまい、諦めムードが出ているところがある。実は今回の提案の出方として、今回お調べいただいた、今まで制度を活用してきた団体や組合よりは、これから制度を活用しようという検討をしているところが、この制度の要件を見たときに、「閑散期まで含めたら、うちでは無理」、と引いてしまっているところがある。そこがすごく気になるところで、もったいないという気がしている。もし、こういう支障になっている条件を手当てできるのであれば、この制度を活用したいという意向を持つ団体もあるのかなとも思う。

私どもも無理筋を押しつくりはないので、アンケートをされるのであれば、アンケートをしていただいて構わないが、そのときのアンケートの対象が、先ほど出ていた今まで制度を活用してきたところだけだと、こちらの提案の出方、背景とバッティングする。そのため、広く聞くことで、170 番と 171 番の要件が厳しくなっていることはないかを点検いただきたい。アンケートをやるのであれば、事務局にもそのように伝えるので、こ

のような観点から進めるという点についてはいかがか。

(総務省) 我々としても活用する意向が増えていくように、あるいは活用する団体が増えていくように、という思いは同じであると思っている。ただ、今回いただいているのが、私どもの制度自体の元々の考え方として、特定の地域を限って、その地域においては財政支援も含めて特例措置を講じていくというのが大筋の建前だ。その建前の中、これまでコロナ禍で少し止まっていたところが、今どんどん増えている状態という認識である。それが員外利用や区域外派遣の制約によって本当に駄目なのか、あるいはこれまでのコロナ禍からの流れの中で、ある程度自然に増えていくものなのか、この見極めをしっかりとする必要はあると思っている。

やはり員外利用ですとか域外派遣になると、元々の法律の趣旨とずれてくる。このような観点から申し上げると、今回は御提案いただいているから、そこに対して具体的にお伺いすることはしたいと思っているが、これを全域でやるというのは、まさに今申し上げた法令を改正することが前提という行為になってしまうので、今そこまで至る段階ではないと思っている。

(大橋部会長) 今回、話があったように、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の5年見直しがちょうど今、時期を迎えていると思う。法制度をいろいろ見ていると、つくっても全然市民の人から相手にされずに、適用事例がなくて閑古鳥が鳴いているような法律は数多くある。むしろ市民の人が反応してなびいてくるというのは非常に貴重な法制度で、この制度は、反応がすごくよくて、伸びていくような芽がある。実際に地方公共団体からも、今回の提案について県単位では広島県や島根県からも追加共同提案が出ており、その数も相当数に及んでいる。また、六団体からも非常に熱心にお話があった。

当初の立てつけは、今おっしゃったとおりで、そうして制度をつくり動き始めたのだけれども、やっていく中で、こういう要望が出てきている。ここがブレイクスルーできたら、さらにこの制度が発展するという声現場から出ているのを活用しないのは、私はもったいないと思う。この声を生かして何かで形にできないか、という認識がある。

具体的に、170番も171番にかかる御懸念は分かるが、その地域のためのものである。その地域だけでは地域経済などでは、完結できないエリアがある。例えば、小さな農山村だと、農作業のある繁忙期は仕事があるが、それ以外の期間で通年雇用できないので、そこを何とかしたいということで、外に出る。ここで、区域外に出てよその地域の人になるということの問題にさせていただくよりは、むしろ小さな農山村を本拠として構え、通年の雇用が整うための補完措置だというような形で、提案団体も考えているので、このような見方ができないだろうか。

このような考えを出す上で、総務省も制度を所管されていく上ではエビデンスベースでないといけないと思うが、実際にすごく強力な需要がこういう形で顕在化している。ぜひこれを活用いただけるような、こういう意見を酌み取れるようなアンケートから、提案への対応と5年見直しと一緒に合わせるような形で対応いただく、ということはいかがか。

(総務省) 繰り返しになるが、我々としても組合、あるいは取り組んでいるところを増やしていきたいという思いは一緒だと思っている。その中で、おっしゃっていただいた見直しのタイミング、これは令和6年度になるが、それに向けて制度全体を検証していくという作業はやりようと思っている。

ただ一方で、我々としても制度を活用いただいているところの意見などもよくお伺いする。例えば、繁忙期があるというのは農業であれば当然のことであるが、冬に全く産業がないかということになると、建設業界も、観光業もあり、冬は自治体に員外でやっていただいているところもあり、かなり汗をかいて、地元で発掘いただいて制度をつくり上げているのが実情である。

それというのは、法の趣旨というのが、繰り返しになるが、地域をどうにか発展させていこうという思いの中から、地域の中で、まずは事業者を探して、その事業者が人材を求めているのだという、この法制度のまさに趣旨にのっとってやっていただいているというのが実情である。

今回、御提案いただいているところは、エビデンスというよりは少しニーズに近いところがあると思っており、まさに今回アンケートでお伺いさせていただきたいのが、本当にこれがあるからいろいろなことをやっても仕組みないということが起こっているのかどうか。法令上の趣旨があって、今のいわば規制がある。「あったらいい」というのはまさにおっしゃるとおりかと思うが、「あったらいい」の世界の中ではなく、そこを法の趣旨にのっとって御努力いただいた上で、そこは絶対にネックとなっていていけないのかというところを併せてお伺いしたいと思っており、こうした中で、どういった検討ができるかというのを考えていきたい。

(大橋部会長) 170番は、地場の小さいところを探すこともやりとしても、小さい農山村では限界があると考えて

いて、そのときに、せめて地場で一番大きな主体である市町村が、そこに入って助けていくということをした
い。けれども、組合員になれないという制約があるので、この1点だけでも検討いただきたい。

171番についても、無理に実現しろとは言わないが、先ほど厚生労働省とやり取りしたように条件をつけて、
モデルとか、アイデアとかを出すことで、その距離を縮めるようなことも見据えながら、ぜひ地方の声を聞いて
いただきたいと思う。

それで、この案件は先ほどから申し上げてきたように追加共同提案も非常に多く、自治体の要望も強い。ま
た、六団体からも大きな期待を持って見られており、この対応は、非常に注目を浴びている。提案の中で差別
をつけるわけではないが、そういう意味で重要案件であり、ぜひその辺りに配慮して柔軟にお考えいただきた
い。

(勢一部会長代理) アンケート調査をしていただいて、法の見直しも併せて御検討いただけるということで、よ
ろしくお願ひしたいと思う。

その上で、特に区域外派遣については、確かに法の趣旨で特定の地域に区切ってというのは、まさにおっし
ゃるとおりだが、地域の区切りの考え方についてである。生活圈とか経済圏とかのつながりをどのように捉え
るのか、貴省が進めておられる広域連携の考え方とか、そういう中で、単独の自治体だけでは成り立たないよ
うな仕組みのところ、こういうところでもきっと課題は共通しているのだと思う。こういうところも少し受け
止めていただいて、一定の条件などを付していただくというような考え方ができるのではないかという認識を
持っている。

他方で、制度全体の検討が必要という認識も共有させていただいているが、これはかなり特殊なスキームの
法制度で、かなり強力な財政措置もある。そのため、こういう特殊な措置がなくても、この先持続可能に地域
がなれるようにということの後押しするという、お手伝いの法律ではないかという認識を持っている。

そういう意味では、そこに至るまでのサポートの期間として、どのようなブースターが可能なのかという考
え方もあり得るかと思うので、この辺りはそうした期間を区切るような考え方とか、バランスも含めて御検討
いただけると非常にありがたい。特にコロナ後の人手不足というのは、特に条件が不利な地方部ほど課題が大
きくなっている。また、地域差も大きいという事情もあるので、何とか制度の柔軟性を少し加えるというよ
うな方向で御検討いただけるとありがたい。

(総務省) 1点目の区域の考え方について、これは御案内のとおり、都道府県知事の認定ということになってお
り、今回、アンケートの中でも都道府県知事が認定に際して、どういう考え方でしていただいているかとい
うことは確認したいと思っている。

その上で、恐らく地域の一体性というところと、組合が成り立つエリア、産業構造を含めてというところの
バランスをどうやって取っていくかというのは、アンケートの中でもしっかり見ていきたいと思っている。

また、後段のところでおっしゃっていただいた特殊なスキームというのは、おっしゃるとおりで、これは団
体の伸びを御覧いただくとよく分かるのだが、最近ぐっと伸び出している。逆に言うと、初めの1~2年はか
なり低調だったということで、今、まさに制度が動き出している時期に来ていると思っている。そのため、5
年という区切りで一旦検証なりをしていくという行為は必要だと思っており、制度が開始したばかりであり、
いろいろな選択肢を考えるよりは、まず、現状がどうなっているかを確認した上で、期限の区切り方も含めて
だが、どういう形でやっていけるかというのは検討していきたいと思っている。

(大橋部会長) ぜひアンケートをとっていただいて、この提案にもあるような意向を踏まえて対応いただきたい
ということと、実績が伸びないと仕方がないところがあり、これが伸びていくように、特に条件づけのところ、
先ほど厚生労働省は通知で条件を出すフレームを示していただいたが、そういう御懸念されているようなと
ころを回避できるような、例えば相手に何か申し合わせみたいなものや、協定みたいなものをつくって、それを
遵守させるという形での担保などで、何か条件をつけて危惧されることをスルーできるようにお願ひしたい。

<通番2：公用請求により登記事項証明書等を取得している手続について登記情報連携システムの利用を可能と すること(デジタル庁、法務省)>

(大橋部会長) この課題については、時期からすると2つの大きな問題があって、一つは基幹システムを改めて、
その下できれいな運用ができるというもので、時間がかかる解決策、2030年とか、そういうところを念頭に置
いたようなシステムづくりの話、それともう一つは、今回の要求が出ているような、その過渡期、移行期にど
ういう形でしのいでいけば今抱えている苦労がある程度軽減できるかという2つの問題がある。

回答を拝見すると、移行期の速やかな提供ということもおっしゃっているのは短期のほうの課題について幸せになれる話で、その前に書いてある全体設計というのは中長期的な課題、今されているシステム改革の話だと思う。そうすると、回答としては、2つの課題について一般的な制度の説明ではなくて、今回出ている具体的な提案に即して、中長期的にはこういう仕組みができれば、こういうような形で簡略化なり、簡素化なり、非常に楽な行政手続なり情報連携ができるという一つの見取り図をお示しいただきたい。

それと、さらに大事なものは短期である。分権提案の制度自体は年度内にお答えいただいて、割と早めに解決を図っていくという仕組みなので、それについてどのような対応をしていただけるかということについての具体的な流れ図みたいなものと、それに向けたそれぞれについての工程表みたいなものを示していただくということをお願いしたいが、それは可能か。また、特に気になるのが、移行期の速やかな提供は、どんな形で実現するというを具体的に提案されようとしているのか。

(デジタル庁) 趣旨は十分承知している。課題は、そもそも前提となっている登記情報連携システム自体が、まだ少数の自治体に絞って御利用いただけるようなプロトタイプ的な形であり、まず、こちらをどうやってより多くの自治体に広げていくのかという課題も併せて我々は抱えている。つまり、利用目的や利用方法の拡大といった両方の側面を我々は課題として認識している。

それらをどういった段取りで乗り越えていくかは、先ほど申し上げたように、制度面、システム面、お金の課題をどうやって工面していくかということと密接に関わっている。正直に申し上げますと、公用請求のみを取り出して何か実現することが果たして効率的・効果的なのかというのは、今、我々としても明確なお答えは持ち合わせていない。また、短期だけ取り出してお答えができると言われると、現時点では難しい。

(大橋部会長) 提案自体がかなり具体的な形で出てきているので、この仕組みの下では、回答も具体的な形で示していただきたい。

(デジタル庁) それを踏まえて記載するという感じかもしれない。

(大橋部会長) やり取りが抽象的なので、お考えになっていることがすっきりとは、まだ分かっておらず、おそらく、結果を聞いた提案団体も何を獲得したのだろうというようなことが分からないと思うので、先のことで分からないところはあるのかもしれないが、考えている見取り図みたいなものはお示しいただいて、こういうような形で流れていることを示す必要がある。

あと、ほかの提案もそうだが、今、いろいろな仕組みの制度改革の話が特に情報関係であって、何年すれば幸せになりますという話は聞く。ただ、その間の事務負担については、自治体は待てられないので、それを少しでも軽減できるようなアドバイスも併せてほしいというのが提案の中にある。このまま耐え忍んでくださいというのは難しいので、何かそこについてのヒントも併せていただきたい。そちらも、今、予算の概算要求の途上なので、なかなかお話しにくいのかかもしれないが、こういうものは予算計上して法改正を通じてやるというような道筋はお持ちなのか。

(デジタル庁) 我々はベース・レジストリの整備という観点から、公用請求も含めた形で実現しようという計画自体は申し上げているとおりで、計画自体は今まさらにつくろうとしているのは、2030年予定の登記情報システム次々期更改のタイミングというのを強く言いすぎたのかもしれないが、必ずしも2030年にならないと何もできないという予定を我々は組もうとしているわけではない。そこがどれぐらい前に何が実現されるのかという、ある意味で2030年よりも前倒して実現される部分を我々がお示しできる段階になれば、短期的に、例えばそこだけ取り組んで、今から2年後にできるというのと、もともと2030年頃にやろうとしていたものが何年前倒しされるというのが、あまり差のない状況になってくれば、目的は達成されると思う。

(大橋部会長) 申し上げているのはそういうことで、2030年まで待たないと、その間ずっと待機するようなイメージを受けている。

(デジタル庁) そこは是正できるような回答としたい。

(大橋部会長) 今回お願いしている工程表というものも、そういうものを含むような形でお願いしたい。

それよりも先に使えるような仕組みが、この段階でこういう形で出てきますというのであれば、変更はあるかもしれないが、中間の段階でそういうものが出てくれば、これくらい軽減されるというものを含めて、もうちょっと細かい運用面の改善みたいなものが二の矢、三の矢で出ていくというところで、全体として負担軽減に努めるようなプロセスをそちらが描いていますということをお示しいただければ、それをお示しすることはできると思う。

(デジタル庁) 2030年というのに我々も引っ張られすぎではいけないというのは重々承知をしており、2030年に

ならないと何もできないという絵を描いているつもりはないので、どれぐらいの時期にどれぐらいのことができそうかということも含めて検討したい。

(大橋部会長) そういうことを示して、やっていきますということをお約束いただければ、それをこちらとしては待つことができる。

(伊藤構成員) 繰り返しになるが、今、提案団体のほうからは登記のシステムに関して非常に負担感がまだあるので、そちらの負担軽減ということをぜひ進めていくという話、それから、長期のシステムの更改の話、両方あると思うが、その両者がうまくつながるような工夫をぜひお考えいただきたい。工程表ということも、その両面を視野に入れながら御検討いただきたい。システムや技術面で非常に難しいところがあるかもしれないが、ぜひ自治体のニーズをきちんと把握していただいて、その両者がつなげられるような形を採っていただきたい。

(デジタル庁) まさに我々デジタル庁が取り組んでいるのは、このような登記システムのように、アナログから、非常に歴史ある大変しっかりしたシステムをデジタル化するというのは、我々としては大変なチャレンジであると思って取り組んでいる。また、それをどうやって効率的に、かつ恩恵がなるべく早い段階で見えていけるような形を目指している。御指摘いただいたように、システム的な課題というのは結構大変なところがあり、今のデジタル庁は民間の専門人材・エンジニア等も抱えて、まさに膝詰めで法務省とも検討しているので、その辺りをお示しできる段階で御報告できればと思う。

(大橋部会長) この提案制度自体は、地方公共団体からの提案を受けるものであるが、受けている中身について最近のものを見ると、かなり住民の方のサービスに直結するようなものを自治体が代替して利用しているようなものがあるので、提案を実現すると、自治体も負担軽減できることに加え、市民の人も負担が軽くなるというので、まさにこういうデジタル関係だとそういう特徴がすごく出ている。そうだとすると、なおさら工程とかをITに詳しい方だけではなくて、そうではない人に対しても分かりやすいような形で、時系列で具体的に示していただくとありがたいと思う。

(デジタル庁) 添付省略は、まさに申請者そのものの負担軽減になるもので、これは目に見えて分かりやすいものである。その辺りの効果を含めて、工程表のほうで考えていきたい。

(大橋部会長) こちらの思いは伝えた。

(デジタル庁) 状況の認識自体はずれがないということを今日確認した。

(大橋部会長) ぜひ、具体的に御検討いただきたい。

<通番 38：獣医師法に基づく届出をオンライン化すること（農林水産省）>

(大橋部会長) 今年は2次ヒアリングが早いので、1次ヒアリングから時間があまり空いておらず、かなり無理をお願いしているが、今回お願いしている経由事務の廃止というのは、これまでも数多く廃止をお願いしてきているという流れの中で、今回は農林水産省の事務で出てきたものと受け止めている。

お話にあったように、個人情報の観点というのは大事なので、個人情報保護委員会と十分に協議をするという手続を踏んでいただけており、今までの類似の案件についても、個人情報の観点は支障がないということでクリアできているので、今回も同じような形で問題ないものと考えている。

もう一つの問題としては、都道府県を経由せず国に直接届くため、事務負担が軽減される反面、情報が都道府県に入らないのではないかと懸念である。これに関しては、他の経由事務の案件においても生じてきた問題であるが、都道府県も見ようと思えば情報を見られるという仕組みを同時に具体化することによって、そうした需要に対応してきたと思う。ちょうど佐賀で豚熱が出たこともあり、この問題は非常に心配な部分だと思うが、逆に豚熱のような大きな事故が起きたときは、普通の届出の手続とは別に、緊急対応としてのやり取りが国と自治体の間ではあるのではないかと気もするので、そうしたことも踏まえて対応していただきたいと考えている。

従来から懸念として考えられていたことについて、今回改めてお聞かせいただいたという形だが、具体的に申し上げると、この提案募集の仕組み自体が年度内に一括法等で対応するというような形になっているので、そうした法改正に向けて作業を進めていただけるという見通しでよいか。

(農林水産省) 今、部会長が仰ったとおり、2つの課題についても解決の見通しがついているので、むしろオンライン届出をすることによって、そのデータを活用しやすくなるという側面も踏まえつつ、そのような形で進めて、年度内に完了させたいと考えている。

(大橋部会長) こちらの要請にお応えいただいているので、是非そのような形で進めていただきたい。

<通番 14：中山間地域等の小学校における教科担任制の導入に係る加配要件の見直し（文部科学省）>

（大橋部会長）英語専科指導については資格要件は緩和せず、そちらは英語の力のある先生に指導していただく。但し、英語専科指導で使い切れない枠を教科担任推進分で使用することは可能で、理科など他の教科の枠を使用することにはならないということではよろしいか。また、英語の指導を英語専科指導で行う場合と、教科担任制推進分の枠で行う場合に、教壇に立たれる先生の資格が違うというのは分かるが、それ以外にどういう違いが出てくるのか。また、生徒や学校や自治体にとって、違いは特段ないのか。

（文部科学省）実際に学校現場で特段違いはない。但し、英語専科指導については、過去の予算編成の状況もあって、コマ数の要件が厳しいが、例えば、複数校で兼務する場合は、英語専科指導も教師の移動距離を考慮して、各自治体でコマ要件を定めることができるような弾力的な改善を図りたいと思っている。

（大橋部会長）令和6年度からの運用見直しについて、教師の移動時間を考慮してコマ要件をカウントするという認識でよろしいか。

（文部科学省）コマ要件について、兼務する場合は、何コマまでいいのかというところは議論があるが、そこは我々のほうで検討した結果、自治体によって教師の移動時間が大分異なるだろうということで、自治体の実情に合ったコマ数を各自治体で定める運用にしたいと思っている。

（大橋部会長）運用が柔軟になったことで、教師の移動時間を考慮してコマ数とカウントするということが可能になるということではよろしいか。

（泉参事官）今年8月に発出された財務課の事務連絡において、複数校での兼務を行う場合、教師の学校間における移動時間を考慮し、この要件を適切に定めるということが明示されている。あとはいろいろな事情がある中で、必要があれば文部科学省と自治体でやり取りし、要件を設定していただくと考えている。これは文部科学省から提案団体にも説明をし、納得いただいているという状況である。

（大橋部会長）通知については年度内に出すということではよろしいか。

（文部科学省）通知については、既に8月中旬に提案団体とも相談したところ、早く周知してほしいとの意見があったので、今年8月末の令和6年度概算要求のお知らせとともに、この運用について各自治体に連絡したところである。細かい点については、いろいろ質問を受けているので、我々のほうで質問を集約して、Q&A集のようなものでさらに丁寧に対応していきたいと考えている。

<通番 35：学校給食費以外の学校徴収金を歳入歳出外現金として扱えるようにすること（総務省、文部科学省）>

（大橋部会長）この場合は学校給食費ではなく学校徴収金に焦点を当てて、公会計化なり取扱いについて議論したい。学校徴収金は中身が本当に様々あり、教材費、実習用具、文房具、卒業アルバム、修学旅行費、施設見学費、検定試験料、児童会費、生徒会費、部活動費という形で、提案団体から出ているもので40ぐらいあり、ものによっては100あるかもしれないと言われているような諸々のものがある。その中身を見ると、修学旅行費は複数年度積み立てている学校もあり、単年度の中で収まらない。単年度で収まらなると公会計化というのは難しい事例になり、総務省のところでも、公立学校の研究費の扱いが複数年度で扱うようなときには、公会計ではなく地方自治法の世界で仕分けされたという例もあることから、本当に複数年度を含んだものまで全部公会計化できるのかというところは、私どもから見ると全部は難しいのではないかと率直に思っているところである。そうすると、40の費目について公会計化できるのか、それとも地方自治法の施行規則で規定するのかというような整理をしていただくということが大事であり、検討の視点でも示したそういった多様なものについて整理をお願いしたいとしたのはそういった趣旨であったことから、そのような形での仕分けをしていただきたい。要するに、今回の提案は自治体が根拠なくお金の持つことが嫌だというのが根拠にあることから、これを全部きちんと気持ちよく仕分けしたいわけである。全部公会計化するのであればそれでも良いし、公会計化プラス地方自治法の施行規則で規定するのでも良いが、漏れなく全部が整理される場所まで見ないといけない。断片的にこれうまくいっていますからこれを参考にしてくださいということではなく、総ざらいでどんなものがあるか調べていただいた上で、仕分けのような具体的な作業をやっていただきたいという趣旨だが、それを進める認識や課題の意識はあるか。

（文部科学省）学校給食費以外の学校徴収金については、各自治体でそれぞれいろいろな学校で使っているものとか、修学旅行費にしても様々なことがあり、それぞれの自治体がそういうものを徴収している。資料の32ペ

一ジ目のとおり、鳥取市、町田市、千葉市の例がある。千葉市などの例を見ても、部会長が言われるように、物品だけでなく、経費、積立金などいろいろなものがあり、これらを公会計化している例として挙げている。こういった形で各自治体が、それぞれ課したものについて、それぞれで工夫して公会計化を進めているため、私どもとしては、こういった取組で公会計化をしているということを紹介して行って、参考にさせていただいて、考えていただくというのが良いのではないかと思います御提案している次第である。

(大橋部会長) これだけ費目がある中で、そういったピンポイントでこれはうまくやっていますという指摘ではなく、漏れがないように全部把握したいと考えている。それから、自治体の考えで、いろいろな徴収をされることは全然構わないが、気にしているのは、徴収をして自治体のところに来たお金を持っていることについて、きちんとした制度的な手当てができていくかということである。自治体が、これは公会計の中でやっています、これは地方自治法の規則に基づくお金の持ち方をしていますといったことが言えるような枠組みを国に作っていただいた上で、自治体が自由にやっていただくというのは良いが、今その全体像が全然見えなままである。私どもも学校徴収金の全体像がよく分からないところもあり、先ほど申し上げたように複数年度に渡るものまで公会計化するのは難しいのではないかと印象を持っている。そうすると、地方自治法の規則で規定することも必要なのではないかと考えている。もちろん、主務官庁である文部科学省が先進でやっていただくのは構わないが、自治体が私人としてのお金の持ち方をしませんという理念でできているのが地方自治法である。このため、最後は総務省に責任があると思うことから、一緒にどんな費目があるか調べていただき、それで公会計化に適するものと、地方自治法の規則で拾わなくてはいけないようなものを整理するために協議することを始めていただかないと終わらない気がする。時間がかかるかもしれないが、そういった作業を早く始めていただきたいという認識だが、見解如何。

(文部科学省) 先ほど申し上げた 32 ページ目の資料の中でも千葉市教育委員会のように修学旅行の積立金等について公会計化ができていく例もある。現状の運用面でできているものであれば、制度改正が必ずしも直ちに必要とは思っていない。ただ、そういった好事例をしっかり我々は分析していくというのは大事だと思う。部会長がおっしゃるように、どういう学校徴収金があって、どういう形で公会計化なり徴収がされているのかというのは、事例の収集を通じて分析を進めていきたいと考えている。

(大橋部会長) 私どもも例えば学校教材費について公会計化している自治体があることや、今のような事例があることはピンポイントで承知しているが、先ほど申し上げたように、諸々ある学校徴収金を漏れなく総ざらいで調べていただいて、仕分けするという作業があった上で、それに対しての対応策を協議していただきたいと考えているが、見解如何。

(文部科学省) 少なくとも提案団体の新潟市がお感じになっている課題に対しては、これまでも制度改正等々という話ではなく、現行制度でも対応可能であると申し上げてきている。今、部会長が御指摘されているのは、今回の御提案よりも遥かにウイングが広い学校徴収金の本質の部分だと受け止めている。それに対して、今の文部科学省の基本のスタンスとしては、学校徴収金の問題というのは、今回お示しした中央教育審議会の緊急提言の中にもあるとおり、基本的には教師の負担軽減という文脈でどのようにやっていけるかということを検討してきたという経緯があり、そのために整理をしていくと、まずは学校給食費を徴収するという学校の業務をなくしていく、それ以外もできるところからやっていくというのが現在の方針である。

(大橋部会長) 今回の提案には追加共同提案団体として札幌市、茨城県、千葉市、相模原市、浜松市、岡山県、熊本市など全国から続々と手が挙がっていることから、新潟市が言っているところに集約しているとは思えず、私が申し上げたような問題群から出てきているものと考えている。結局これは文部科学省にとっては教員の負担の問題だが、総務省にとっては自治体のお金の持ち方の話になることから、そこは整理する必要がある。そうだとすると、断片的な形ではなくて、全体的な整理をお願いしたい。本日の回答が困難であれば、3次ヒアリングを開催して、もう1回進捗状況をお聞きするかフォローアップでも追いかけてという形で時間が経ってでも、これは整理しないとイケない問題なのではないかという認識である。

(高橋構成員) 千葉市の事例だけおっしゃったが、公会計化については、それに向けての自治体の中での合意形成や、その際のメリット・デメリットがある。そういった意味で、千葉市教育委員会が公会計化の取組をやっているから全国一律に公会計化はできるのではないかとするのは、私としては納得できないところがある。公会計化のメリット・デメリット、それから、学校徴収金を歳入歳出外現金として位置付けるとした場合のメリット・デメリットがそれぞれあって、そのメリット・デメリットの中で、どのようにしたら問題が解決できるのかということを示していただくことが極めて重要である。その中で、そのメリット・デメリットも費目ご

とに違いがあるはずなので、費目ごとに公会計化になじむ・なじまない、もしくはメリット・デメリットがあるということを示していただき、自治体の参考としていただくということは極めて重要だと考えられることから、その辺りについても、今の部会長の話も含めて御回答いただきたい。

(文部科学省) 誤解のないように申し上げますと、千葉市のやり方で全ての自治体でやるべきと申し上げているつもりはなく、こうやって対応している自治体もあるということをそれぞれの事例を集めて今後分析した上で周知していくということを申し上げている。

(高橋構成員) この事例を参考にして全国的に公会計化するよう周知するということを意味しているのではないか。

(文部科学省) そのように申し上げているわけではなくて、できる事例もあるということである。

(高橋構成員) 全国一律に押しつけられないのだから、それでは全国的な解消にはならないという話をしている。

(泉参事官) 千葉市教育委員会の例について私どもで確認したところ、公会計化の対象になっているのは学校給食費のみで、ただ、一方で徴収システムを使って、それ以外の学校徴収金は徴収していると承知している。なお、今回の提案の追加提案団体として千葉市も加わっている。また、提案団体によれば、現場の声を聞くと、学校給食費を滞納している御家庭の場合、それ以外の学校徴収金についても滞納しているケースが非常に多いとのことである。このことから、まずは学校給食費からという話ではなく、その他の学校徴収金とセットで議論が必要になってくるのではないかと考えている。学校給食費以外の学校徴収金は非常に多様で、最後はそれぞれの自治体の判断になってくるとは思うが、提案団体が歳入歳出外現金化という形で提案している背景としては、多種多様な学校徴収金を仕分けしていくに当たって、何かしら一定の考え方を示してほしいということもある。学校給食費の取組も非常に区々であり、学校給食費以外の学校徴収金の取組もこれからという中で、できればこれからやろうとしている自治体、既に取り組んでいる自治体も含めて現場の声を聞いていただけるとありがたい。

(大橋部会長) 事例紹介で問題解決というよりは、もっと視野の広い話で、公会計化するものと地方自治法の規則で規定するものを仕分けした上で自治体がそれぞれ自由にやってくださいというスキームづくりをしていただきたい。仕分けには時間がかかって、場合によっては年度をまたいでしまうかもしれないが、それでもそういった見通しを立てていただきたい。その作業には総務省もリストアップした段階で一緒に入っていただき、仕分けの話をするというのは、文部科学省だけの話ではなくて、適切な公金の持ち方という話でもあり、そこは総務省に責任があると思うので、そここのところの作業をしていただきたい。年度内に方向性を確認するということまでやらないと、後に回すだけにしかないなので、そういった作業をお願いしたい。

(文部科学省) 部会長のおっしゃることはよく理解できるし、我々が事例紹介と言っていたのも、向いているベクトルは同じで、地方に混乱をできるだけ招かないようにと思っていることから、今、部会長に御提案いただいた方向で整理できるようにしたいと思う。

(大橋部会長) 学校徴収金に関する全国の実態について、文部科学省として把握しているか。私も新潟市で 40、他では 100 あるのではないかという話を聞くと、全体像がよく分からないので、そこからまず把握していただいて、過不足なく把握できるような形が大事であると思う。総務省は学校のことは分からないので、文部科学省が中心になって把握していただき、最後のバスケットクローズは総務省なのかもしれないことから、そここのところの協議をお願いしたいと考えているが、見解如何。

(総務省) 学校徴収金の中身が様々あるところ、文部科学省において検討するのであれば協力はしていくつもりである。各自治体の不安は、地方自治法との関係で、事務の根拠がはっきりしないということだと思ふ。部会長のご指摘は、今、制度的な対応がしっかりできていないのではないかとということだと思ふ。ただし、地方自治法を所管する立場から言えば、自治体に事務を処理していただくこととする場合には、法律又は政令の定めが必要であるという大原則もある。それを踏まえて文部科学省が実際に調査を行うとなれば、対応していきたいと考えている。

(大橋部会長) もう 1 回話を聞くというのは日程的に難しいか。

(恩田室長) 両省と事務局で対応方針までいろいろと相談をさせていただき、部会長以下、先生方に説明する事項などがあれば、私ども事務局から報告させていただくということもあり得ると思うので、そこはお任せいただければと思う。

(大橋部会長) 承知した。引き続きの課題になるがよろしくをお願いしたい。

<通番5：住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報に係る「プッシュ型通知」の導入（総務省）>

>

(大橋部会長) プッシュ型での提案に対して、プル型でも対応できるという話だったので、具体的な中身について聞きたい。

この御提案を実現する前提は、4情報のひもづけとか、マイナンバーの把握とか、そういう前提条件があっただと思うが、東京都の場合には具体的にどれくらいで前提条件が満たされる想定なのか、あと、全国の自治体で前提条件を満たそうとすると、どれくらいで実現する話か。

(総務省) 税でも住民税のようなものは基本的にマイナンバーと連携しているの、それ自体がそんなにずれるということはない。基本的にはずれないものだとして理解している。その意味でいうと、ほかの税目、都道府県税となっているものとか、あるいは住民と直接リンクしていない固定資産税だとか、自動車税とかというのがあるかもしれないが、そういうものがどこまでマイナンバー取得ができていくかというところが、一つはポイントになってくるのではないかと考えている。

業務システム上は、課税しているということは、恐らく対象者の4情報はもちろん課税機関は持っていると思うが、それが住所変更したときに、最新住所を知りたいということだと思うが、今はその対象者をJ-LISの住基ネットに当てて、変わった人の情報を得ているという作業に恐らくなっているのだろうと、それをマイナンバーを用いることによって今より効率的になるのではないかと考えているところ。全国的な動きという点では、恐らく市町村民税は、まさに住登外の人間だけが問題だと思うが、ほかの税目について、私どもは詳細に把握しているものではない。

(大橋部会長) 具体的に、この前提条件がどれくらいで揃うかよく分からないので、もちろんプッシュ型にしても導入の準備期間はあると思う。東京都はかなり前提条件の整備が進んでいる団体だと聞いているが、どれくらいの見通しで今のプル型の仕組みが十分に活用できるかという見通しはないのか。

(総務省) 私どもも見通しを持っているわけではないが、マイナンバー、もしくは4情報で本人を特定して照会をしないと回答は得られない。住基ネットから最新情報を得ようとする、そのどちらかが必要になり、それはプッシュ型でも今の方式でも同じであるので、そういうことがまず一つ、効率的な作業という点では、マイナンバーを取得する方式のほうが、よりほかのシステム改修とかもさもなくして済む方法ではないかと私どもは考えているところ。

(大橋部会長) 今の仕組みを前提にするときに、容量の問題はないのか。

(総務省) 容量の問題は、実際の照会を一時にどれくらいできるようにするかという問題だと思う。そこは今答えを持ち合わせているわけではないが、柔軟に対応可能と考えるので、実情を伺った上で、1回の照会に対する容量が少ないということであるならば、それは何らかの対応策を運用上で考えていく必要があると考えている。

(大橋部会長) 現行の仕組みで知りたいときに、また全件で照会をかけて、その後には違っているところを比べる作業をするときに、全件照会についての費用負担はどうなるのか。

(総務省) 自治体は無料になっているので、照会するために費用はかからない。国の機関からは利用料を1件10円もらっているが。

(高橋構成員) そのときに実際の費用はかかっていないのか。負担金という形で反映されるのだと思うが。

(総務省) 住基ネットのもともとの負担金があるので。

(高橋構成員) プル型で全件照会を実施したときの負担金は観念的に違わないのか。つまり、一括照会をすると、当然いろいろとシステムを回したりしてお金がかかるわけで、それは結局J-LIS全体の負担、要するにコストに反映されるはずである。一括照会を実施している限り負担金はそのままである。プッシュ型で件数が少なくなれば負担金も減るということはあるのではないかとと思うが、そこはいかがか。

(総務省) むしろ逆で、プッシュ型にすると、この図に示したようにJ-LISが持たなくてはいけない情報が増えていくので、恐らくJ-LISのシステムが課題になっていって、各自治体から負担金を新たにもらわなくてはならないことになるのだろうと思う。

今の仕組みだと、各自治体は今の負担金の中で、国の機関から利用料をもらっているの、今の状態だと、国の機関の利用料プラス各自治体がもともと持っている負担金というか、所有者としての負担金の中で賄えている。そういう意味では最も効率ではないかと思っている。

(大橋部会長) 費用とセキュリティの問題が気になるところで、全件を照会すると、素人は容量がパンクしない

かとか、お金がすごくかからないかとか、その場では無料でも後で負担金で取られるのだったら、江戸の敵を長崎で討たれるみたいなことになってしまわないかとか、そういう心配がある。マイナンバーとか、4情報とかの前提条件がある程度そろって、これが使えるようになったときに、コストとかセキュリティとかというような観点から、提案にあるようなプッシュ型での新規制度設計と、今回そちらから話があったような形でのプル型での対応についての検証をされる予定はないか。

(総務省) まず、現在のやり方で支障があるところがどうなのか、つまり、私どもとしてはマイナンバーを取得するのが恐らく最も効率的にお互い、J-LIS側も利用機関側も効率的に照会して回答が得られると思っているが、そうではなくて、39ページの下の図にあるような形にするとすると、もちろんJ-LIS側のシステムも大きくなり、プッシュ型でもらおうとする機関も、自分の対象者がどんどん変わってくるので、課税対象者もどんどん変わってきて、その情報を常にJ-LISに登録していく必要が発生する。お互いのコストという点で、果たしてそれが見合うのかをお互いに考えていかななくてはいけないと思う。

(大橋部会長) これは今回御提案にあるような形での前提条件の整備の話とか、その前提がそろった後の運用とか使い方の話みたいなことのアナウンスというのはしていただけるということか。

(総務省) この運用が使いづらいということであるならば、しっかり周知をしたいし、それで1件当たり、J-LIS側に照会する件数が限られているという話であるならば、そこは私どもでよく事情を聞きたいが、いろいろな機関の時期的なものもあると思う。国の機関も毎月照会をかけてくる機関もあれば、自治体の課税関係だと一定の期間に限られるので、そういう時期的なものを含めて、よく対応ができるように、周知と調整を図ってきたい。

(大橋部会長) 今日、この場で質問をいろいろさせてもらったが、そういうことを思う方もいると思う。容量の問題はどうかとか、費用の問題はどうかとか、セキュリティ面で言われているプッシュ型と比べてどういうものなのか、メリットがあるかどうかなど、一定の説明とかはしてもらった上で、気になるのが、本当に毎回全件を照会しなければならない話なのか、もう少し簡便にやる方法があるのか、あるとすれば、その方法も一緒に周知してもらいたいと思うが、どうか。

(総務省) もちろん周知すべきことと照会方法を簡便にやる方法、お互い最も低コストで効率的にできる方法というのは、現行制度の中で十分ではないと、あるいは照会の件数が限られているという点も含めて、そこは十分周知と調整をしていきたい。

ただ、後段の部会長が言われました全件照会しなくても回答が得られるようにする、それはプッシュ型なのかもしれないが、究極的にいくと、個人の情報をどんどん1か所に集めていけば、そういうことは確かにできるが、果たしてそれがいいのかという別の観点の議論が必要になってくるので、そこは住基ネットの成り立ちというのがもともとそうになっているということである。

(高橋構成員) 前回、長期的な観点から制度設計を考えてもらいたいという話を受けて、この表を出して頂き、ありがたいと思う。ありがたいと思うが、例えば4情報の中のどこか1個が変わったとのリストを自治体の持っているリストにぶつけるシステムはできないのか。

(総務省) どの人の変ったのが欲しいかという情報か。

(高橋構成員) 変わった人はこれだけだというリスト。

(総務省) そうすると、例えば東京都さんと全く関係ない沖縄に住んでいる人とか、北海道に住んでいる人の変った情報も1回東京に出すということになってしまいかねない。そうすると、必要なものを絞り込まなくてはいけないわけなので、絞り込むものが対象者リストと言われているものである。

(高橋構成員) 例えば東京都の中で変わった人。

(総務省) 東京都の中で変わった人は、東京都自身が住基ネットは自分の県内のものは使えるので、J-LISに聞かなくてもそれは可能である。問題は東京都とほかの自治体と行き来している人のほうが恐らく必要なのだろうと思っている。

(高橋構成員) そういう長期的な御検討が重要で、もともとこれは地方公共団体がこういうものがあってほしいみたいな要望があって、話が始まったのではないかという気もしないでもないが、そういうわけではないのか。

(総務省) もともとはデジタル改革の中で議論があって、私どもも検討したが、一つはコストの問題、それから、もともとの利用機関を見ると、機関側のシステム改修も必要になってくるという中で、すぐにできるということではない状態になっているということ。検討課題としてあるのは、もちろん認識している。

(高橋構成員) 承知した。

(大橋部会長) 回答はこんな形でいただいたが、東京都を含めて何かの連絡、通知とか周知というのはしてもらえるか。

(総務省) そこは対応させてもらって、分権提案で当該団体とあまり接触してはいけないというルールがたしかあったような気がするが、今日こういう御指示ということなら調整をして、スムーズにできる方法は私どももやっていきたい。

(大橋部会長) せっかくそういう方策が今回ここで出たのであれば、それをほかの自治体も使うというメリットがあるので、こんなことがあるということの周知をお願いしたいということと、これでやっていたら何か問題があって、使い勝手が悪いとかということになったら、その段階でプッシュ型も俎上に乗ってくるということか。

(総務省) プッシュ型にするためには、今申し上げた下の図の状態をつくることに対するお互いのシステム負担をどう考えるかということと、情報がどんどん1つの機関に集まってくるということに対してどう考えるかという、この2つを、なお上回るような支障とかメリットとか、そういうものがあるかどうか、現行の仕組みで対応できないようなものがあるのかどうかというのが、大事なのではないかなと思う。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)